

埼玉県鴻巣市総合事業サービスコード

4 通所型サービス(独自・はつらつ2.5時間以上5.0時間未満) サービスコード表

はつらつデイサービス(基準緩和型、通所型サービスA)指定事業者用

令和8年6月1日

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A6	1211	はつらつデイ②サービス/211	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 (1月の中で当該事業所において全部で5回以上)	1,695単位	1,695 1月につき
A6	1221	はつらつデイ②サービス/212	1週当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2 (1月の中で当該事業所において全部で9回以上)	3,051単位	3,051 1月につき
A6	1213	はつらつデイ②サービス/221回数	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で当該事業所において全部で4回まで	339単位	339 1回につき
A6	1223	はつらつデイ②サービス/222回数	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2 ※1月の中で当該事業所において全部で5回から8回まで	339単位	339 1回につき
A6	C221	はつらつデイ②サービス高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-18 1月につき
A6	C223	はつらつデイ②サービス高齢者虐待防止未実施減算/212	高齢者虐待防止措置未実施減算	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	-36 1回につき
A6	C225	はつらつデイ②サービス高齢者虐待防止未実施減算/221	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-4 1回につき
A6	C226	はつらつデイ②サービス高齢者虐待防止未実施減算/222	高齢者虐待防止措置未実施減算	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	-4 1回につき
A6	D221	はつらつデイ②サービス業務継続計画未策定減算211	業務継続計画未策定減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-18 1月につき
A6	D223	はつらつデイ②サービス業務継続計画未策定減算212	業務継続計画未策定減算	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	-36 1回につき
A6	D225	はつらつデイ②サービス業務継続計画未策定減算/221	業務継続計画未策定減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-4 1回につき
A6	D226	はつらつデイ②サービス業務継続計画未策定減算/222	業務継続計画未策定減算	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	-4 1回につき
A6	6125	はつらつデイ②サービス同一建物減算/211	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(はつらつデイ②)を行う場合	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位 減算 -376 1月につき
A6	6126	はつらつデイ②サービス同一建物減算/22	同一建物から利用する者に通所型サービス(はつらつデイ②)を行う場合	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	752単位 減算 -752 1回につき
A6	6227	はつらつデイ②サービス同一建物減算/23	事業所が送迎を行わない場合	1週当たりの標準的な回数を定める場合	94単位 減算	-94 1回につき
A6	5622	はつらつデイ②送迎減算/2	生活機能向上グループ活動加算		47単位 減算	-47 片道につき
A6	5020	はつらつデイ②生活上グループ活動加算/2	生活機能向上グループ活動加算		100単位 加算	100 1月につき
A6	6129	はつらつデイ②サービス若年性認知症受入加算/2	若年性認知症利用者受入加算		240単位 加算	240
A6	6120	はつらつデイ②サービス栄養アセスメント加算/2	栄養アセスメント加算		50単位 加算	50
A6	5013	はつらつデイ②サービス栄養改善加算/2	栄養改善加算		200単位 加算	200
A6	5014	はつらつデイ②サービス口腔機能向上加算Ⅰ/2	口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位 加算	150
A6	5021	はつらつデイ②サービス口腔機能向上加算Ⅱ/2	口腔機能向上加算	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位 加算	160
A6	6320	はつらつデイ②一体的サービス提供加算/2	一体的サービス提供加算		480単位 加算	480
A6	6021	はつらつデイ②サービス提供体制強化加算Ⅰ/21	サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位 加算 88
A6	6022	はつらつデイ②サービス提供体制強化加算Ⅰ/22	サービス提供体制強化加算	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	176単位 加算 176
A6	6127	はつらつデイ②サービス提供体制強化加算Ⅱ/21	サービス提供体制強化加算	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	72単位 加算 72
A6	6128	はつらつデイ②サービス提供体制強化加算Ⅱ/22	サービス提供体制強化加算	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援2	144単位 加算 144
A6	6123	はつらつデイ②サービス提供体制強化加算Ⅲ/21	サービス提供体制強化加算	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位 加算 24
A6	6124	はつらつデイ②サービス提供体制強化加算Ⅲ/22	サービス提供体制強化加算	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援2	48単位 加算 48
A6	4011	はつらつデイ②サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (3月に1回を限度)	100単位 加算	100
A6	4012	はつらつデイ②サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2	生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算	200
A6	6210	はつらつデイ②サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/2	口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算 (6月に1回を限度)	20単位 加算	20 1回につき
A6	6211	はつらつデイ②サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/2	口腔・栄養スクリーニング加算	(2)口腔・栄養スクリーニング加算 (6月に1回を限度)	5単位 加算	5 1回につき
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/2	科学的介護推進体制加算		40単位 加算	40 1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11	介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の 111/1000 加算	
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21	介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の 120/1000 加算	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ11	介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の 109/1000 加算	
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21	介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の 118/1000 加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1	介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 99/1000 加算	
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1	介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 83/1000 加算	
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12	介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の 117/1000 加算	
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22	介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人未満の場合	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の 127/1000 加算	
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12	介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人未満の場合	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の 115/1000 加算	
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22	介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人未満の場合	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の 125/1000 加算	
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2	介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人未満の場合	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 105/1000 加算	
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2	介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人未満の場合	(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 89/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A6	8004	はつらつデイ②サービス/211・定超	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,695単位	1,187 1月につき
A6	8014	はつらつデイ②サービス/212・定超	1週当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	3,051単位	2,136 1日につき
A6	8006	はつらつデイ②サービス/221・定超	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で当該事業所において全部で4回まで	339単位	237 1月につき
A6	8016	はつらつデイ②サービス/222・定超	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2 ※1月の中で当該事業所において全部で5回から8回まで	339単位	237 1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A6	9004	はつらつデイ②サービス/211・欠	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,695単位	看護・介護職員が 1,187 1月につき
A6	9014	はつらつデイ②サービス/212・欠	1週当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	3,051単位	2,136 1日につき
A6	9006	はつらつデイ②サービス/221・欠	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で当該事業所において全部で4回まで	339単位	237 1月につき
A6	9016	はつらつデイ②サービス/222・欠	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2 ※1月の中で当該事業所において全部で5回から8回まで	339単位	237 1日につき